

2015年3月6日

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠様

3月5日の貴社原子力広報室による電話回答に関する公開質問状

若狭連帯行動ネットワーク(藤井寺市林5-8-20-401久保方)

貴職は、3月3日の公聴会にて「お客様からお求めに応じているんなご質問、ご意見がございます。基本的にはご意見に対してしっかりとお伺いをし、必要の都度、お客様とご相談しながら、丁寧にご説明をさせて頂く機会を得ているところがございます。とくに、個別に何かルールがあってですね、差別をしているとか、そういうことでは全くございませんで、お客様とご相談させて頂きながら対応させて頂いているところがございます。」「公開質問状の件に関しましては、当社広報室から色々対応させて頂いておりますけれども、一度、社内、各状況の確認を再度致しまして、できるだけご要望にお応えできる形で対応させて頂きたいと思います。」と直接約束されました。

しかし、関西電力原子力広報室は2日後の3月5日、「当社としてはお客様からの求めに応じ、都度説明や意見交換をさせて頂くよう努めているところではあるが、若狭連帯行動ネットワークに対しては、過去の面談における経緯等をふまえ、再度インターネット中継等がおこなわれるリスクがないと判断できる状況となるまで説明や意見交換の前提となる面談をお断りさせて頂くつもりである。」「当社では、これまでからお客様からの求めに応じて面談を実施しているものであり、当社主催の面談は実施していない。」と電話で一方向的に通告してきました。これは、公聴会前と全く同じ回答であり、「消費者の声を直接聴き真摯に対応すべき公聴会」における社長の約束回答に反するものであり、「消費者とコミュニケーションを十分取るべき」との電気料金審査専門小委員会委員のご発言にも反するものです。貴職は、公聴会での回答や約束は軽い方便にすぎないと考えているのではないのでしょうか。

そもそも、「インターネット中継」問題は、2月26日付け「貴社原子力広報室による回答拒否」問題に関する緊急公開質問状で述べたとおり、広報室が面談場所である関西電力本社の会議室で、参加者に直接注意し対応すれば済む話であり、自分たちの責任を公開質問状の連絡先であり参加者にすぎない私たちに転嫁するのは筋違いです。

そこで、私たちは、電気料金審査専門小委員会委員長宛に別紙の申し入れを行うと同時に、改めて、貴職に下記の質問を致しますので、真摯にご回答下さるようお願い申し上げます。

質問1. 公聴会での「できるだけご要望にお応えできる形で対応させて頂きたい」との約束回答は、その場しのぎの方便だったのですか。もし、そうだとすれば、法律に基づいて開かれた公聴会を愚弄する態度だと私たちは考えますが、いかがですか。

質問2. 「一度、社内、各状況の確認を再度致しまして」とありますが、公聴会前後で広報室の回答は全く変わっていません。一体、社内でのどのような確認をし、どのような経緯で公聴会前と同じ回答を出すことにしたのですか。

質問3. 規制分野の消費者は貴社からの電力購入を拒否できません。にもかかわらず、その消費者からの質問や疑問に真摯に回答しないという姿勢を続けるのであれば、貴社には「公益事業者」を続ける資格はないと私たちは考えますが、いかがですか。

以上